

## 交流会等開催補助金交付要綱

- 1 目的 富山県障害者スポーツ教室・クラブが開催する交流大会等に、その費用の一部を補助することによって、障害者同士、並びに障害のある人とない人が共にスポーツを楽しむとともに相互理解と交流を促進し、併せて障害者スポーツ人口の拡大を図る。
- 2 対象の大会 富山県障害者スポーツ教室・クラブが主催（又は主管）し、県内で開催する大会で、参加対象者を県内一円又は、県内・県外の障害者同士、並びに障害者及び健常者としている大会。
- 3 補助の対象 資料作成費や会場使用料、審判員等のボランティアへの謝礼等の一部を補助することとする。
- 4 補助額 1大会当たり、40,000円とする。  
ただし、「活性化事業」の助成対象の大会は除く。  
  
内訳 {
  - ・印刷代等補助として 10,000円
  - ・会場使用料補助として 10,000円
  - ・審判員等ボランティア等謝礼補助として 20,000円  
(2,000円×10名分まで)《計 40,000円》
- 5 補助の制限
  - (1) 個人競技 ・1スポーツ教室・クラブ当たり、2大会まで補助する。  
ただし、県内一円を参加対象とする大会は、1大会のみ補助し、県内及び県外を対象とする大会（各県持ち回りで開催する大会を含む）は1大会のみ補助する。
  - (2) 団体競技 ・1スポーツ教室・クラブ当たり、2大会まで補助する。  
ただし、県内一円及び県外を参加対象とする定期的な大会は、1大会のみ補助し、各県持ち回りで開催する大会は1大会のみ補助する。
- 6 手続き 概ね大会の1ヶ月前までに、申請書（様式1）及び実施要項（各教室・クラブ作成のもの）を提出し、大会後、実施報告書（様式2）及びプログラム・決算書を富山県障害者スポーツ協会事務局へ提出する。